



#### 4. 違反の概要

##### (1) 事業の停止処分

###### ①整備管理者の選任違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2) (道路運送車両法第50条第1項)

##### (2) 事業用自動車の使用停止処分

###### ①事業計画の変更認可違反 (自動車の車庫)

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)

###### ②点呼の実施違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

###### ③アルコール検知器の常時有効保持違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項)

###### ④点呼の記録違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

###### ⑤運行指示書の保存違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第4項)

###### ⑥運転者に対する指導監督違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

###### ⑦運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

###### ⑧社会保険等の加入義務違反

(貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号)

##### (3) 文書警告

###### ①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

###### ②整備管理者の届出違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)

(道路運送車両法第52条)

###### ③乗務等記録の保存違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)

###### ④運行記録計の保存違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：鈴木、清野

TEL：022-791-7532